

情報公開審査会答申の概要

答申第 999 号（諮問第 1656 号）

件名：愛知県情報公開審査会会議録等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 12 月 22 日及び平成 28 年 2 月 1 日

2 原処分

平成 28 年 2 月 4 日及び同年 3 月 18 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 4 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 異議申立て

平成 28 年 2 月 8 日及び同年 3 月 23 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 8 月 23 日

5 答申

令和 4 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表 1 の 1 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）に係る文書は、第 447 回、第 460 回及び第 470 回の愛知県情報公開審査会の会議録である。

分類 2 に係る文書は、いずれも愛知県個人情報保護審議会に係るものであり、答申第 106 号、第 107 号及び第 108 号、諮問第 135 号について実施機関から送付された不開示理由説明書並びに第 147 回愛知県個人情報保護審議会の会議録である。

実施機関は、これらの文書のうち別表 2 の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 1 のうち個人の氏名及び署名として不開示とした部分には不服申立人の氏名及び委員の署名、分類 2 のうち個人の主張が分かる部分、個人の氏名及び個人の署名として不開示とした部分には不服申立人の氏名及び主張、警察職員の氏名並びに委員の署名が、それぞれ記載されていることが認められた。

また、当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類 2 のうち警察署の名称として不開示とした部分には不服申立人の自己情報が保管されている警察署の名称が記載されており、併せて開示部分に記載されている当該不服申立人の請求内容や苦情申出の様子を確認したところ、警察署の名称は、当該不服申立人の特定や、その住所地を推測させる情報であることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号）第 3 条の 2 に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号ただし書ハの適用を除外されているところ、不開示とした警察職員の氏名は、公務員であるが警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しない。

また、委員の氏名については開示されているが、委員の署名について

は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、偽造されることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため同号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロ及びニにも該当しない。

これらのほか、不服申立人の氏名、不服申立人の主張及び不服申立人の自己情報が保管されている警察署の名称が、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、開示しないこととした個人の氏名及び署名、個人の主張が分かる部分並びに警察署の名称は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 愛知県情報公開審査会及び愛知県個人情報保護審議会（以下「審査会等」という。）は、実施機関の行った不開示決定等に対する不服申立てが提起された場合に、実施機関の諮問に応じ、開示請求の対象となった行政文書を直接見分し、実施機関及び不服申立人の双方から意見を聴取するなど、不開示決定等の妥当性について、公正・中立的な立場に立って調査審議を行い、その結果を実施機関に答申する合議制の機関である。

このような審査会等の性格上、審査会等は非公開で行われ、委員が対象行政文書並びに実施機関及び不服申立人の双方から提出された資料を直接見分し、また双方から直接意見を聴取するなど、審査会等の調査審議の内容は、条例で不開示とされている情報に密接な関連を有するものであり、委員には公正・中立的な立場での率直な意見交換及び調査審議が求められている。

ウ 当審査会において分類 1 及び分類 2 のうち不服申立案件の調査審議の内容として不開示とした部分を見分したところ、個別の不服申立案件に係る各委員間のやりとりや率直な意見、不服申立人や実施機関からの説明を聴取した内容等が記載されていることが認められた。

よって、これらの調査審議の内容が分かる部分は、これを公にすることにより、審査会等の審議の過程においてどのような議論、検討が行われた

かが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見、見解も明らかとなる結果、個々の委員に個別に働きかけが行われる懸念が生じることなどにより、審査会等の調査審議における委員の率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

また、審査会等としての意思決定が行われた後であっても、審査会等における審議は継続して行われており、調査審議の過程が推知され、不服申立てに関する利害関係者から審議に臨む委員に対して干渉等がされるなど、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

さらに、不服申立人や実施機関においても、開示されることを意識した回答にならざるを得ず、審査会等の調査審議に必要な情報が提供されないことにより、審査会等の公正・中立的な調査審議に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 分類 1 及び分類 2 のうち不服申立案件の調査審議の内容として不開示とした部分については、前記(4)において述べたとおり、これを公にすることにより、今後の審査会等の調査審議において、不服申立てに関する利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、審査会等の調査審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれ、公正・中立的な立場に立つべき救済機関としての機能を果たすことが困難となり、審査会等が行う調査審議に関し、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、不服申立案件の調査審議内容が分かる部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 分類	2 異議申立日	3 一部開示決定日	4 行政文書の名称
1	平成 28 年 2 月 8 日	平成 28 年 2 月 4 日	・ 第 447 回愛知県情報公開審査会会議録 ・ 第 460 回愛知県情報公開審査会会議録 ・ 第 470 回愛知県情報公開審査会会議録
2	平成 28 年 3 月 23 日	平成 28 年 3 月 18 日	・ 愛知県個人情報保護審議会答申第 106 号 ・ 愛知県個人情報保護審議会答申第 107 号 ・ 不開示理由説明書の提出について（送付） （平成 27 年 1 月 19 日付け 26 教特第 463 号） ・ 第 147 回愛知県個人情報保護審議会会議録 ・ 愛知県個人情報保護審議会答申第 108 号

別表 2

1 分類	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1	個人の氏名及び署名	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
	不服申立案件の調査審議内容が分かる部分	条例第 7 条第 5 号に該当 愛知県情報公開審査会の審議及び検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 愛知県情報公開審査会の調査審議に関する情報であって、公にすることにより、同審査会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
分類 2	個人の主張が分かる部分、個人の氏名、個人の署名及び警察署の名称	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
	不服申立案件の調査審議内容が分かる部分	条例第 7 条第 5 号に該当 愛知県個人情報保護審議会の審議及び検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 条例第 7 条第 6 号に該当 愛知県個人情報保護審議会の調査審議に関する情報であって、公にすることにより、同審議会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため